

長岡京市指定文化財指定の指針について

答 申

平成23年（2011）11月2日

長岡京市文化財保護審議会

1 文化財をめぐる社会状況

(1) 第3次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の答申から

平成13年(2001)12月に施行された文化芸術振興基本法にもとづき、その施策の総合的な推進を図るため平成14年(2002)、平成19年(2007)と基本的な方針が閣議決定され、平成23年(2011)1月には第3次基本方針が文化審議会文化政策部会から答申された。

この答申では「文化財等の保存及び活用普及」について、①文化財の公開・活用の積極的な推進、②建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用、③近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の視野の拡大を図る、④有形の文化財についての日常的な維持管理・適時適切な修理、防火・耐震・防犯の計画的かつ継続的な実施、⑤無形の文化財の継承を図るための支援等9項目が掲げられている。また、くらしの文化の重要性や博物館の新たな機能への着目などが盛り込まれた。

(2) 文化財保護法の改正と文化財に関わる法律の制定

平成16年(2004)に行われた文化財保護法の改正(平成17年4月施行)にみられるように、文化財の保護対象が拡大し、また保護手法も多様化している。平成16年(2004)に「景観法」が、平成20年(2008)には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称歴史まちづくり法)が公布され、文化財をより広範囲かつ総合的にとらえ、かけがえのない文化遺産として地域社会の発展に積極的に活用しようとする施策が進められている。

(3) 長岡京市の文化財をめぐる状況

本市では、昭和50年(1975)に文化財保護条例が制定されて以来、埋蔵文化財、建造物、古文書、民俗などの学術調査が精力的に進められ、昭和61年(1986)～平成9年(1997)の10年余りにわたって取り組まれた長岡京市史編さん事業とともに学術的な基礎調査が蓄積され、市民・専門家・行政の協働による地域的な個性を生かした文化財保護の展開に期待が寄せられている。

昭和55年(1980)に国史跡となった恵解山古墳は、用地買収の後、平成16年(2004)に基本構想が策定され、基本計画、基本設計を経て、いよいよ本年度整備工事が着手された。

長岡京市では平成21年(2009)に景観条例が施行され、平成23年(2011)には教育振興基本計画が策定されている。文化財保護条例にもとづく文化財指定は、長岡京市のまちづくりや教育、地域住民のくらしとともにあり、これまでの実績を生かした文化財保護が推進されるよう、さらに取り組みを積み重ね

ていかなければならない。特にこれからの文化財の活用と保存のためには、都市計画との一層の連携が不可欠である。

社会や人間文化の多様で豊かな発展のために、さまざまな種類・種別の文化財を指定して保存を図ることで、地域住民が歴史や文化を共有し、ふるさとへの誇りや愛着とともにまちづくりや教育に貢献していくことは、文化財保護行政の大きな使命といえる。京都西郊に位置し、古くから長岡京・乙訓・西岡とよばれた本市にふさわしい文化環境づくりが求められている。

2 これまでの指定の内容について

(1) 指定件数

埋蔵文化財の調査や市史編さん事業をはじめ、建造物、彫刻、絵画、古文書など、現在40件（国・府の文化財になったものを含めると43件）の指定が行われていることは、文化財保護条例のもとで進められた文化財保護事業の成果である。しかし、国の登録、京都府の指定・登録の推進に対応してきたとはいえ、市指定案件が諮問されない年度が続く場合もあり、文化財調査事業や学術的な成果を生かし、また緊急性も考慮して計画的な指定を進めていく必要がある。

(2) 指定の種別

文化財保護条例施行規則により文化財としてあげられていながら、指定されていない種別がある。指定されていない種別の文化財については、現状を把握して、対象とすべき文化財の有無について検討する必要がある。

(3) 指定基準

文化財保護条例施行規則別表1に記される指定基準を適用するにあたっては、蓄積された調査研究のもとに的確な評価を行い、地域的な重点性、時代的な系統性等を見極めるとともに、市民全体が長岡京市の文化財について理解を深めていけるよう地区的なバランスにも配慮をする必要がある。

3 文化財の種類について

(1) 民俗文化財

文化財保護条例施行規則にある「民俗資料」は、昭和50年に文化財保護法により、「有形民俗文化財」と「無形民俗文化財」に改正されている。「民俗資

料」(生活の文化財)については、意識的な取り組みをしなければ伝えていくことがむずかしく、とりわけ本市の文化財保護条例施行規則では無形のものについての規定がない。現況を把握し、保存を図るべきものを精査して適切な措置を図る必要がある。

(2) 周辺環境

現在地上に残る建造物と史跡は、身近な文化財として親しみやすくわかりやすく、歴史を活かしたまちづくりにかけがえのないものであるが、もはや指定の候補として残されている対象は限られている。文化財保護法改正や歴史まちづくり法の趣旨をふまえ、周辺環境(周辺文化財、古道、自然環境、伝統行事等)を視点に入れた指定種類を検討する必要がある。

4 文化財の指定基準について

(1) 文化財群・一括性

文化財の種類・種別ごとに、文化財保護条例施行規則に規定されている「意匠、技術の優秀なもの」(建造物)、「各時代の遺品のうちで製作優秀なもの」(絵画・彫刻・工芸品)、「製作手法が優秀なもの」(考古資料)等の指定基準にもとづき、単品としての評価を基本としつつ、文化財群としての価値、あるいは歴史的・文化的に関連した種類の異なる文化財群について、一括としての価値を視点に入れて総合的に評価すること。

(2) 時代の継続性

文化財保護条例施行規則に規定されている「この地方にとって歴史的価値の高いもの」(建造物)、「この地方の文化史上貴重なもの」(絵画・彫刻・工芸品)、「相当数まとまっていて、この地方にとって史料的に価値あるもの」、「この地方にとって歴史的価値の高いもの」(考古資料)を適用する場合は、現在に至る文化財の時代的な特徴を系統的に示していけるよう指定を進めていくこと。特に明治・大正・昭和の近代の文化財に対する視野が広がっているので、指定基準適用の際に適切な評価に取り組むこと。

(3) 地域的な特徴

文化財保護条例施行規則に規定されている「地方様式において顕著なもの」(建造物)、「この地方の絵画・彫刻史上とくに意義のある資料となるもの」(絵画・彫刻・工芸品)、「この地方の歴史を理解するために欠くことができず、史料として価値の高いもの」(史跡)を適用する場合は、それぞれの分野で「この

地方」の文化財としての内容を明らかにするよう努め、長岡京市にとっての重要性とともに、西山、乙訓、長岡京、西岡といった本市をとりまく地域的特徴のなかでの的確に評価すること。

(4) 公開・活用

指定された文化財が、所有者と市民の理解のもとに適切に伝えられ、活用していくことができるよう、文化財の保存・活用、維持・継承の維持母体である所有者あるいは地元、関係団体の意思および活動に対する視点をもつこと。

5 文化財の管理・修理のありかたについて

(1) 市指定文化財の維持管理

長岡京市文化財補助金の適切な交付を基本としつつ、京都府社寺等文化資料保全補助金や文化財を守り伝える京都府基金等を活用して、指定されていながら未処置の文化財について、管理の改善や修理を着実に実施していくこと。

(2) 国・府の指定・登録文化財、未指定文化財の維持管理

長岡京市文化財補助金の適切な交付を基本としつつ、国や京都府の各種補助金や民間の補助制度、税制優遇制度等を活用して、積極的に推進していくこと。

6 文化財の保存・活用のありかたについて

(1) 調査・保存・活用の循環

重要な文化財および文化財群については、緊急性等を考慮した計画的な学術調査を継続して実施し、保存や活用に対して先見的な取り組みを行うなかで、将来にわたり調査・保存・活用の循環を図ること。

(2) 所有者・地域住民・行政施策との連携による展開

文化財所有者に対して、文化財の保存・管理に対するきめ細かな助言や学術的支援を行い、保存や活用への理解を深めることが重要である。その取り組みを基本として、緊急を要する場合にも地域住民や行政施策（特に農政・環境・都市計画）と連携しながら、文化財保護事業全体の展開を図るよう努めること。

7 その他

(1) 当面の課題

市の政策・施策と連携した文化財保護事業推進のために、国・京都府の指定・登録文化財を含めて、指定文化財がまとまっているところ、あるいは古墳や古道などテーマが設定できるネットワークについては、重点地域の視点をもって指定を促進すること。また地表に残る指定文化財が希薄な地区については、彫刻・古文書類・考古資料などの有形文化財の指定を検討して、市民全体が文化財に親しめるように取り組むこと。

(2) 資料館構想の早急な具現化

本審議会では、博物館施設の必要性をくりかえし述べており、平成21年6月8日には「(仮称)長岡京市ふるさと資料館の開設を期待する要望書」を教育長に提出した。市民からの強い要望もあり、第3次総合計画に掲げられている「(仮称)長岡京市ふるさと資料館検討事業」を早急に具現化すること。

—答申の経過—

【平成22年度】

平成22年5月24日（月）

第1回文化財保護審議会

*諮問

平成22年9月7日（火）

第2回文化財保護審議会

*諮問項目1～4について審議

平成22年11月25日（木）

管外視察

*兵庫県篠山市

市立の資料館施設、史跡、重要伝統的建造物群、

歴史文化基本構想の策定（文化庁モデル事業）等の視察

【平成23年度】

平成23年5月17日

第1回文化財保護審議会

*答申の内容審議の進め方について確認

平成23年8月2日

第2回文化財保護審議会

*諮問項目5～7について審議（長岡京市南部の文化財現況視察）

平成23年9月27日

第3回文化財保護審議会

*答申文について審議

平成23年10月19日

*第3回文化財保護審議会の意見を受けて答申文の調製

平成23年11月2日 答申